



平成 30 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社システムインテグレータ
代表者名 代表取締役社長 梅 田 弘 之
(コード番号：3826 東証一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 山 田 ひ ろ み
(TEL. 048-600-3880)

特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成 31 年 2 月期第 1 四半期会計期間（平成 30 年 3 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日）におきまして、下記の通り特別損失を計上いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別損失の内容について

当社は、平成 30 年 1 月 12 日付「『平成 30 年 2 月期第 3 四半期決算短信』の一部追加に関するお知らせ」で発表しました通り、平成 27 年 2 月期第 2 四半期会計期間において発生したシステムインテグレーション分野における不採算案件について、平成 28 年 8 月 15 日に総額 1,765 百万円の損害賠償を求めて東京地方裁判所に調停を申立て、これに対し先方より、平成 28 年 8 月 30 日に総額 830 百万円の損害賠償を求めて同様に調停が申し立てられております。

このたび、東京地方裁判所調停委員会より和解案の提示がなされたことに伴い、和解案通りの和解費用引当金 145 百万円を特別損失に計上することといたしました。まだ和解案が提示されたところであり、現時点で顧客との和解は成立しておりませんが、今後進展があり次第、速やかにお知らせいたします。

2. 業績への影響

特別損失の計上による平成 31 年 2 月期業績への影響に関しましては、当第 1 四半期会計期間において計上した和解費用引当金繰入額 145 百万円が特別損失に計上となります。ただし、このまま和解が成立した場合には、受注損失引当金 976 百万円および和解費用引当金 145 百万円が法人税等の計算において損金算入となるため、平成 31 年 2 月期の課税所得はマイナスとなる見込みです。これにより生じる税務上の繰越欠損金は、来年度以降の損益計画およびタックスプランニング等に基づき、その全額が回収可能と判断された場合、平成 31 年 2 月期で繰延税金資産 190 百万円程度が計上される見込みです。

したがって、本件については経常利益への影響はなく、和解が成立した場合には当期純利益が特別損失 145 百万円の影響を吸収した上で 167 百万円増益になる見込みです。

また当期は、主要 3 事業の業績推移も好調であることから、平成 31 年 2 月期第 2 四半期純利益は前回予想から 250 百万円増の 347 百万円の見込みです。平成 31 年 2 月期通期業績についても上記の効果により当期純利益は前回予想から 167 百万円増の 515 百万円となる見込みです。

業績予想の詳細は、本日発表しております、「業績予想及の修正に関するお知らせ」をご確認ください。

以上